

中世イングランドにおける寄進探索人としての 免罪符売り pardoner

田 卷 敦 子

はじめに

中世ローマ・カトリック教会の体制下において、高位聖職者から下級聖職者にいたるまで非常に多種の聖職にたざさわる人間がいたわけであるが、その中に pardoner と称せられる者が出てくる。

例えば十六世紀のドイツにおいて、贖宥制度の濫用があまりにも目立ったが、このときホーエンツォレルン家アルブレヒト公のおもな代行者は、テッツェルというドミニコ会托鉢修道士であった。彼は月額一千ドル以上を支給され、また免罪符 pardon を売るための彼の費用も支払われた。彼およびそのほかの pardoner たちは、売上高を増加させるために高圧的な手段を用い、罪びとが免罪符を買いさえすればどんな重い罪でも、それに対する現世的な刑罰が免ぜられることを約束した。¹ この出来事に促されたのが、贖宥制度の悪用に対するルターの九十五箇条の抗議文であり、それがひいては宗教改革にまで進展したのであった。

人が罪を犯したときは教会で告解を受け、痛悔 contrition、告白 confession、償罪 penance の三行為をもって悔い改めなければならなかった。² 贖宥とは科せられた償罪行為を、それに匹敵する別な方法に代えることをい

う。⁽³⁾

このカトリックとプロテスタントとの歴史の間に現れる *pardoner* とは一体何者であったのか、その実像を明らかにすることが本研究の目的である。

わが国では *pardoner* を免罪符販売人、免罪符売り、免罪符取扱人、免罪符販売説教者、免償説教家、免償家、免償証売り、贖宥状販売人、赦免状売りなどとまちまちに訳されてきた。とくに「免罪符売り」は誤解されてきた。これを正す意味で本稿ではあえて取り上げることにした。しかし本当のところ、どういふ聖職位の者が、どのような権限をもち、どういふた働きをしたのかその実態がわかっていない。

これについては、欧米の研究者の間でも意見が一致していないのである。トレヴェリアン G. M. Trevelyan は『カンタベリ物語』に登場する「ローマから来たてのほやほやの免罪符が口もとまでつまつた頭陀袋をかついた」者は、旅の聴罪司祭 *confessor* であつたとしてゐる。⁽⁴⁾ スキート W. S. Skat とピンクリー H. B. Hinckley⁽⁵⁾ は多分トミニコ会托鉢修道士であつたとし、マンリー J. M. Manly⁽⁷⁾、ロビンソン F. N. Robinson⁽⁸⁾ は副司祭以下の下級聖職者であつたとみている。またリー H. C. Lea⁽⁹⁾、ハミルトン⁽¹⁰⁾ は *pardoner* とは寄進探索人 *questor*、クレイ R. M. Clay⁽¹¹⁾ は施療院の代理人 *hospital protector*、ブルームフィールド M. W. Bloomfield⁽¹²⁾ は財務官 *quaestor* とつてゐる。

これらから *pardoner* とは公式肩書 *official title* であつて聖職位 *clerical rank* ではなかつたらしいこと、聖職者になんらかの形で免罪符売りに任命されたということが考えられよう。しかし各々主張するところは、贖宥制度の歴史全体からみれば局面的である。免罪符売りを生み落としたものは、贖宥という特殊な教義をもつローマ・カトリックの教会事情であつた。したがつてこれを独立して取扱わず、なるべく背景と関連させて考えてみる必要がある。

本稿では中世イングランドを中心に、免罪符売りの発生と消滅に至る推移の中で問題を推し進めてみたい。

そこでこれを歴史の節目ごとに位置づけしてみよう。次の五期が考えられる。

- I 十一世紀初頭に贖宥制度が始まり、一〇九五年クレルモン公会議で十字軍説教者の雇用を決定。一二二二年パリ公会議で贖宥の説教者を決定、*questuarii*と呼ばれた。これを pardoner の前身と考えられる。
- II 一二一五年第四ラテラノ公会議で、*questor* を改め「pardoner」を公式肩書きに用いなければならない、と規定された。これを公的に免罪符売りの出現とする。
- III 一三〇九年アヴィニヨン教皇庁は贖宥を伝達する贖宥状を発行。各司教管区に主任徴収人 *chief collector* を任命、免罪符売りと雇用契約を結ぶ。
- IV 黒死病流行期に免罪符売りの質が低下。贖宥の乱用、不正横行。
- V 一五一七年ルターが抗議文を提示。宗教改革起こる。一五五一年トレント公会議で、免罪符 *pardon* 販売を禁止、免罪符売りが廃止される。

カトリック事典には *pardoner* に関する記述はない。英国教会史自体これをテーマとするモノグラフを所有せず、ましてわが国にはこれを対象とする文献は殆んど皆無である。

十四世紀後半にチョーサー Geoffrey Chaucer によって書かれた『カンタベリー物語』に *pardoner* が登場する。⁽¹⁵⁾ 一九二六年、マンリー J. M. Manly の論文をきっかけに、そのラウンシイバルの *pardoner* のモデル探しがなされた。ムーア S. M. Moore⁽¹⁶⁾ ハミルトン M. P. Hamilton⁽¹⁶⁾ ケロッグとハッセルメイヤー A. L. Kellogg & L. A. Has-slmayer⁽¹⁶⁾ 等によってロンドン郊外ミドルセックス州チアリングクロスにラウンシイバル聖メアリー治療院が実存しており、そこに関わりをもつ人間であったこと、この治療院はナバール王国パンプローナ司教区にある修道団体の分院であり、したがってアウグスティヌス修道参事会の一員であったことが明らかにされた。文学作品の、こうしたモデル探しを通して研究が進み、免罪符売りに関する文献と史料が発掘されている。⁽¹⁷⁾ これを

手掛かりに研究を推し進め、ともかく粗雑な輪郭だけを仕上げてみた。今後、根本資料を広く丹念に調べて、問題を一層深く掘り下げてみなければならぬ。

本論の展開に先立って *pardoner* なる言葉の意味を一応詮索しておきたい。

Cursor Mundi に用いられている「ならず者 *rascal, scoundrel*」の意味での使用は論外として、十一世紀から十六世紀の半ば頃までにかけて免罪符売りとは専ら「贖宥 *indulgence* または免罪符 *pardon* を販売する人」を指していた。

- (a) 「教皇の免罪符または贖宥を売ることを許可された人物」*A person licenced to sell papal pardons or indulgences.*⁽¹⁵⁾
 (b) 「贖宥の販売人即ち免罪符売り」*A seller of indulgences, pardoner.*⁽¹⁶⁾

I 免罪符売り *pardoner* の前身 十一〜十二世紀

中世における贖宥制度は十一世紀初頭に大聖堂建立ブームと十字軍遠征に始まり、ローマ教会の体制下にあるヨーロッパ各地に根をおろし、十三世紀末から発行された免罪符販売によって濫用期を迎え、十六世紀に抗議され宗教改革をひき起こすに至った。

こうした贖宥制度のもとで、免罪符売りが独自の形をとる以前にその性格と役割においてその前身といえる者が現れる。

(1) 十一世紀初頭、ヨーロッパ各地に司教座聖堂や教会聖堂が競って建てられたとき、莫大な建築費用を捻出するためいろいろな方法が考え出されたが、その一つが贖宥の概念である。⁽¹⁷⁾ 宗教的な建造物のために寄進することは、貧しい者に施すことと同じ償罪効力があるとされた。⁽¹⁸⁾ 贖宥はいつでも、どこでも出すことができた

から便利である。聖堂建築資金を集めるため、贖宥状を持って聖職者たちは遠方に派遣されて行つた。彼らは巡歴司祭 *travelling priest* と呼ばれた。⁽²³⁾ イングランドの一例をみてみよう。

ノーリッチ司教ハーバート・ド・ロジンガは大金を使つて司教職を買い取つたが、後に彼はこれを痛悔し、教皇に聖職売買の罪を告白した。教皇は彼に、罪の償いとして大聖堂を建てることを命じた。一〇九六年に大規模な聖堂工事にとりかかった。⁽²⁴⁾ ノーリッチ大聖堂は創建当時、*secular canons* の代わりにベネディクト派の修道士を置くことを許可され、六十名がいた。⁽²⁵⁾ そのうちのある者が贖宥状を持って遠方へ派遣されたことになる。

(2) 一〇五九年に、アウグスティヌス、ブレモントレ、ギルバートの各修道参事会 *regular canons* が認可された。教会聖職従事者のための修道院である。聖アウグスティヌス共住生活規則 *rule of St. Augustine* の下に団体で修道生活をした。⁽²⁶⁾ 修道士 *monks* との違いは、彼らが説教をして歩いたことである。オースチン修道参事会 *Austin canons* の場合、これらの者は民間説教師 *popular preacher* と呼ばれた。⁽²⁷⁾

修道参事会は集会のための大きな寺院 *abbey* を持つのが特徴である。その建築資金の調達のため、彼らもまた寄進を集めて歩く必要があつた。民間説教師 *popular preacher* と呼ばれた者たちがそれを担当したものと思われる。

(3) 一〇三〇年代よりヨーロッパ全土に巡礼熱が高まつた。そのとき聖職者の中から、行き倒れの巡礼を收容し、看護したり埋葬する修道団体が生れた。例えばオースチン修道参事会士たち *Austin canons* は、十一世紀末からピレネー山脈の巡礼路に次々と救護所 *hospice* を開設していった。⁽²⁸⁾ サンチャゴ・デ・コンポステラに向かう巡礼者の救護所の建設費、維持費、病人の担送費、看護費、埋葬費は殆んど寄進で賄われた。これを集め、再分配する役を担う者がでてくる。やがて巡礼救護を任とする聖ヨハネ救護騎士修道会が登場、シトー会、ブレモントレ会がこれに加わつて活躍した。

(4) 中世における贖宥は、教会建造物と十字軍遠征に際だつてみられた。

一〇九五年クレルモン公会議において教皇ウルバヌス二世は、開始の宣言とともに、十字軍遠征に従軍した者にはあらゆる教会の罰ばかりでなく、煉獄の罰の完全な免除（全贖宥）を約束した。戦死した者には、生前の全ての罪の赦しにあずかることが出来るという教理上の「免罪」を確認した。そして寄進や施物で援助する者にも贖宥を与えることが決められた。⁽³⁹⁾

十字軍遠征のおもな財源は十字軍税の徴収と信者の献金である。全キリスト教圏にわたつて、各司教区司教の手を通じて各地で集められた。クレルモン公会議で十字軍説教者を雇用することが決められ、説論と勧誘を目的とした説教 *preaching*、費用の調達、募金、管理、分配を担当した。ドイツの一例をみてみよう。

「フォルクス・ド・ニュウリーとマールブルグのコンラッドは募金よりむしろ人々の信仰的情熱を燃えさせた。彼の目的は、十字軍説教をする権限を与えられた。」そして「フォルクス・ド・ニュウリーは三年間に二十万人の巡礼に十字架の記事を押しつけ、莫大な献金を集めた。彼はパレスチナにその大部分を送つたにもかかわらず、完全に逃れることはできなかつた。彼は一部分を着服したことを白状させられた。」⁽⁴⁰⁾

聖ベルナルドゥスは、聖堂騎士修道会の創設に深くかわり、一一四七年の十字軍（第二回）を活発に説教している。ベルナルドゥスの下にあつた聖堂騎士修道会は、シトー会の白色の修道服に胸甲をつけ、兜をかぶり、僧衣と戒衣の二重性をまとつて説教していた。⁽⁴¹⁾

またフランシスコ会托鉢修道士たちは、十字軍贖宥を与える特権を歴代の教皇から得ていた。第四ラテラノ公会議（一二一五年）以降これらに加わつてゐる。⁽⁴²⁾

贖宥説教者の雇用が制度化したのは、一二二二年バリ公会議においてである。彼らはしばしば *questuarii* と呼ばれていた。⁽⁴³⁾

彼らにはみなそれぞれ所属する宗教団体の立場でそれを行い、外見から共通したものは何もない。しかし寄進者を探索して各地を旅して歩いたこと、寄進を勧誘する説教をしたこと、寄進と引き換えに贖宥を与えたことで共通している。

これら贖宥制度の開始と同時にその業務にたずさわった贖宥説教者を免罪符売りの前身とみなしてよいであろう。

II 免罪符売り pardoner の出現 十三世紀

一二一五年第四ラテラノ公会議で、免罪符売りについて最初の一般規約が決められた。教会法 Canon 六二条は、寄進探索人 *questor* を改め、*pardoner* を公式肩書として使わねばならないと規定した。³¹⁾これが公的に免罪符売りの誕生と考えられる。贖宥 *indulgence* のことを、俗人の用語で免罪 *Pardon* ともいった。³²⁾教会側が名称を「免罪する人」のほうに決めたということは、免罪符売りの性格と役割を前面に出したことを意味しよう。

この時期に目立った事件を挙げてみよう。

(1) 一二〇〇年代にヨーロッパに施療院運動が起り、呼応してイングランド全域に分院が多数建てられた。中世の施療院 *hospital* というものは寄進でもって建てられ、財政上の援助の殆どを贖宥に依存していた。経営維持費、看護扶養費、修道士たちの生計費など殆どが、贖宥による収益で賄われていたのである。³³⁾

その一方で中世の施療院 *hospital* は聖職者の修道のために設けられた小修道院でもあった。病人だけでなく、貧民、寡婦、孤児、老人、らい病人、不具者、巡礼などが分けて収容され、³⁴⁾修道会規律 *regula* のもとに生活する修道士によって世話された。³⁵⁾

いずれの施療院も必ず礼拝堂 chapel をもち、たいていは後に教区教会か小修道院に成長していった。イングランドで司教区司教の管轄下に置かれた修道院という場合には、これら施療院の修道団体を指している。⁽³⁹⁾

施療院には無制限の贖宥が許可された。⁽⁴⁰⁾ また施療院の内外の仕事に従事するスタッフには聴罪権が与えられていた。⁽⁴¹⁾

修道院長 master または warden のすぐ下で公務印章を握り、修道団体の財政上の代理人 procurator である重要なポストがある。代理人はときどき charity sermon (説教をして寄進を集めること) をする義務があつた。贖宥制度が始まったとき、この代理人が施療院の免罪符売りになっている。⁽⁴²⁾ 比較的に高位の聖職者であつたといえよう。

(2) この時期、四大托鉢修道会に対し贖宥が目立って発せられた。異端審問制 (宗教裁判) がはじまつたとき、グレゴリウス九世はドミニコ托鉢修道会にその仕事をゆだねたからである (一二三二年の大勅書)。ついで教皇庁はフランシスコ、アウグスティヌス、カルメルの各托鉢修道会にも、告解と懲罰の権限を与えた。⁽⁴³⁾ 彼らは教皇庁に直属し、地方区の司教に報告する義務がなかつた。これを免属という。⁽⁴⁴⁾

三人か四人の審問官が村にやってきて、異端の罪を犯したと感じる者は神の赦しを願ひ出るように、と説教した。そして「猶予期間」中に告白すれば、刑罰を科せられるが罪は赦された。⁽⁴⁵⁾

異端審問は大抵ドミニコ会その他托鉢修道会の教会で行われ、その場で贖宥が得られた。すなわち免罪符売りが同席していた。審問官には全ての贖宥説教者を抑制する権限や、寄進探索人に説教させないよう妨げる機能が与えられている。⁽⁴⁶⁾ 一方、免罪符売りは「裁判と罪びとの赦免を同時にする人 (He) who is at once the judge and the pardoner of sinners」⁽⁴⁷⁾ と表現されており、互いに相手の職域を犯しがちであつたらしい。

「ノーリッチにあるフランシスコ托鉢修道会小修道院 priory は、教皇によって贖宥を与えられた人が埋葬され

ることになっていたので、「免罪修道院 pardon cloisters」とよばれた。このことよって当修道院には、非常に多くの収入がもたらされた。⁽⁴⁸⁾「何も所有しない筈の托鉢修道会が、贖宥による収入でもって、各都市に大きな建造物をもつようになっていたのである。

III 免罪符 pardon の発行 十四世紀

十四世紀から寄進と引き換えに、贖宥を伝達する証文を手渡すようになった。これを免罪符 pardon という。⁽⁴⁹⁾イングランドの教区では教皇に直属の体制と司教に所属する体制とが重複しており、双方から贖宥が発せられた。したがってこれには教皇発行のものと、各地の大司教・司教発行のものがあつた。

(1) 教皇の贖宥状

贖宥状は一三〇九年からアヴィニヨンに移り住んだ教皇が、十字軍費用その他を集める便宜上から始められた。⁽⁵⁰⁾教皇は主要地区ごとに、主任徴収人 chief collector を置いた。そして主任徴収人が集めた金を現地の銀行に入金し、教皇庁へ送られるという仕組みである。

主任徴収人がすべての地域を網羅できないときは補佐を雇い、適当に契約することができた。その頃はこれら下請けの者を寄進収集人 collector とも寄進探索人 questor とも、また免罪符売り pardoners とも呼称したらしい。三者を規定するようなのは何もない。

「一三〇八年十二月十八日、イリヤス・デ・ラムビイと参事会との間に契約がなつた。ヨーク大司教区とリンカーン司教区で募金する保証として、彼は一年につき二〇ポンドの地位を約束された。イリヤスはこの収入の

上に彼自身の費用と、馬と、従者と、紋章入り官服を受け取った。」⁽⁵¹⁾

彼らは参事会 Chapter との契約ばかりでなく、主任徴収人との契約にも応えねばならなかった。免罪符売りが二重契約をしていることは伝統的になった。彼らはこのシステムを正しいものと信じ、彼らはこの事情ぬきに受け取り、また困難をできるだけ少しにして両方から得られるように調整した。

免罪符売りは教皇の贖宥状もしくは司教の贖宥状と一緒に、参事会による彼との契約を示す書簡を携帯した。その書簡は彼がその司教区の中で募金するための認可書になった。そのほかに免罪符売りであることを認定するものとして、すべての重要な贖宥状の写しが渡された。最初のうちは彼らの正当性を保証する参事会が捺印したものであったが、後には審査する教皇が模造の捺印をして渡すようになった。⁽⁵²⁾

免罪符売りは司教によって審査され認定書 Licence を与えられた。そして教皇書簡または司教書簡を携帯して行かなければならなかった。もしもその司教区の教会に入るのが許可されたならば、彼は書簡を読みあげ、それ以上のことを行うことは禁じられていた。⁽⁵³⁾

しかし「彼らはやってくると、その地方の教区司祭が数ヶ月かけて得たものより多くの金貨を、たった一日で手に入れた」のである。⁽⁵⁴⁾

① 聴衆を集めるのは難しいことではなかった。書簡には、その地方の教区司祭が日曜日と祭日に人々を教会に集めることが仕事として命じられていたからである。一二六七年クレメント四世の [Sedis Apostolice] によって二つの特典、すなわち免罪符売りはその地区の教区司祭に食物と宿泊所を要求する権利と、彼の話を聞くように人々に命じる権利とが与えられていた。⁽⁵⁵⁾ 教区司祭は一般に福音書を読んだ後にその説教をした。

② 次にここで免罪符売りが教皇書簡または司教書簡を読み上げた筈である。しかし書簡には集金の方法については何も含まれておらず、彼に委託されていた。彼は聴衆の魂をとらえるよう演出し、熱弁をふるい、人は

持ち物を与えることよつて自分自身を罪から解放できる、と説いた。

③ 本来、贖宥というものは告解をすませ、赦免を得た者にのみ与えられた。⁽⁵⁶⁾しかし免罪符売りは偽証、殺人、その他どんな罪からも赦した。彼にとつて法律上の区別は何もなかった。すなわち彼は、罰カラモ罪カラモ *poena et a culpa* 赦したのである。またその範囲は死の国までおよび、寄進者の先祖や友人を煉獄からまたは地獄からも救い出せる、と説いた。

④ 免罪符売りは聖遺物（聖人の指や手や足、動物または人間の骨）を取りだし、その効能を述べた。聖遺物にキスする者は決して歯、口、顔に痛みを感じることはないと言った。

⑤ それから指輪、ブローチ、金貨、小麦、動物を一緒くたに集めた。そして最も近い納屋に管理した。

この時期の免罪符売りは従者を連れていた。また記録をしたり会計をする書記 *clerks* (*clerics*) が同行した。⁽⁵⁷⁾イースターや聖人の日に、告解を求め人々が殺到したときは臨時に聴罪司祭を雇うことがあった。⁽⁵⁸⁾

(2) 司教の贖宥状

イングランドにはカンタベリとヨークの大司教区があり、その下に当時二十一の司教区があった。司教は司教座聖堂や司教座聖堂参事会を治め、司教区を管理した。司教区裁判所に「異端審問制」が置かれたとき、刑罰を罰金で代納する習慣が生まれ、司教に贖宥を発する権限が持たされたのである。⁽⁵⁹⁾

「一三九〇年にイーリイ司教区司教は、セツトフォードにある聖マーガレット施療院に收容されている貧民とらい病人に対して寄進者となるものすべてに、四十日間の贖宥を与えると布告した。⁽⁶⁰⁾」

「イーリイ司教区司教ジョンは、一四一九年に、グレイト・ヤーマスにある聖メアリー施療院の維持に援助できる者は誰であれ四十日間の贖宥を与えると布告した。⁽⁶¹⁾」

クレイ R. M. Clay の『イングランドの中世施療院』によると、このようにしてほぼ四世紀の間に、イングラ

ンド全土三九州に、計八〇三の施療院 hospitals、救貧院 almshouses、らご病院 leper-hospitals、巡礼救護所 hospices、寡婦院 widow-houses が建てられている。これらはやがて教区教会や小修道院 priory に成長していった。⁽⁶²⁾

十四世紀には、施療院の募金人は司祭か修道士たちである。

イングランド国内では司教の贖宥状のほうが多量に出まわり、教皇の贖宥状 papal pardon に対し、こちらは「general pardon」とよばれていた。⁽⁶³⁾ 司教の贖宥状は、イングランドにある教会や施療院や橋の建設または改造や維持など、国内の福祉に使われる贖宥状ということで人気が高かったという。それに比べ教皇の贖宥状は、敵国フランスに送金されるのではないかとということで警戒された。国王エドワード三世は「免罪符売りのドーヴァー海峡渡航禁止令」など一連の法を制定し、イングリッシュ・マネーが国外に出るのを防いでいる。⁽⁶⁴⁾

(3) 免属修道院の贖宥状

ベネディクト、クリュニー、シトーなどの大修道会、四大托鉢修道会、各騎士修道会などは教皇の権威にのみ服し、彼らはそれぞれの地方の司教に報告する義務をもたなかった。したがってこれら免属修道院の贖宥は教皇から発せられる。各団体に募金の必要が生じたとき、教皇に許可 bull を申請する。すると教皇から、教皇勅書 bull とともに贖宥状が下付された。十四世紀に非常に多くの教皇勅書が、ドミニコ托鉢修道会とフランシスコ托鉢修道会の教会を建てるため下付されている。⁽⁶⁵⁾

宗教改革以前のノーリッチ市には五六の教区教会があったが、大半がベネディクト、ドミニコ、フランシスコ、カルメルの各托鉢修道会などによって占められていた。⁽⁶⁶⁾

以上、イングランドの各教区ではこれら(1)〜(3)が三つ巴に入りこんで販売競争をしていたのである。当然として各免罪符売りの間に確執が生じ、互いに激しく憎みあっていた。

教皇は司教の贖宥状をあくまでも「四十日間の贖宥」に規制した。これに比べて教皇自身の贖宥状は五十日、

一年、四百日、三年などと贖宥期間を長くしたり、またそのほかに価格を安くした。⁽⁶⁷⁾

しかし当時ヨーロッパの各地からアヴィニヨンの教皇庁まであまりにも離れていた。教皇に贖宥の認可を申請し、その返書をもたらすのに多くの日数を要したこともあって、司教が模造の捺印をしたり、書簡 letter を偽造することがあった。これもまた「偽の贖宥状」の一種である。

IV 免罪符売り pardoner の質の低下 十五世紀

次第に大きな施療院は「募金人は修道団体各自の brothers、すなわち修道士がなるべし」という規則をしりぞけ、価値の低いかし最も生産的な人間を雇用した。聖ヨハネ救護騎士修道会では無学の助修士 lay brothers を募金に従事させており、そのことで教皇から苦情を受けている。⁽⁶⁸⁾

助修士とは修道会に所属するが修道士ではなく、修道院の内外の労働に従事した者をいう。各修道院には相当数の助修士・労働修士がいた。大部分は近郊の種々の下層階級から集まった無学文盲であったから、短い簡単な祈りだけを唱えた。⁽⁶⁹⁾『農夫ビアズの夢』に「免罪符売りが、司祭でもあるかのように説教していた」とあり、この時期の免罪符売りが一般に司祭より下級の者であったことを表わしている。彼らは教皇書簡や司教書簡を携帯していても、殆どがそこに書かれていることを読めなかった。免罪符についても同じことである。

この苦境にあつて次のような方針が公然ととられるようになった。ひとつは修道団体の募金人に協力して困っている不幸な司祭であるかのようにすること、もうひとつは司祭と共に使命と収益を分けることである。⁽⁷⁰⁾「教区司祭と免罪符売りは、もともと彼らが懐に入れなければ、教区の貧しい者が手にするはずの銀貨を自分たちで分け合っていた。」⁽⁷¹⁾

また召喚吏や異端審問官に同行して、ゆすりや恐喝で免罪符を売りつけた。⁽²³⁾「召喚吏といっしよに馬に乗っていたのは、その友達で仲間のラウンシイバルの気品高き免罪符売りでした。」⁽²⁴⁾「彼らはもう従者を連れていない。後世に悪評を残すのは、大体この時期の免罪符売りである。

(a) 「盗んだ勅書と偽の聖遺物を持った免罪符売りがやっつへん」*pete comeq a pardoner wip stolen bullis & false relics.*

一四〇〇年頃、ウィタリフの *How office of Curates is Ordained By God; Mathew 14:3-63. 45.*⁽²⁵⁾

(b) 「彼らは他の偽免罪符売りが少しの金のために人々をだますのを黙認する」*peisuffen poete false pardoners disceyuen pe peple for a litel money.*

一四〇〇年頃、ウィタリフの *Prelates; Mathew 55-107*より。

(c) 「グロスター州、バートン(村)のジョン・ハリ、免罪符売り」

一四一九年、異端審問の一覧表から。職業の一種として扱われている。

(d) 「托鉢修道士を怒らせる物語をした免罪符売りは、詩人の花によって人々の記憶に留められた」*The pardoner-----Tellying a tale toangre with the frere-----put in remembrance By----- Flour of Poetes.*

一四二一年頃、Lydgate の *Siege of Thebes* より。

(e) 「人は施しを司祭や托鉢修道士や免罪符売りには与えんべんかひなご」*A man shold not gef his almes to prestes, freres, ne pardoners.*

一四三三年、Thome Spofford の登録簿から。

(f) 「托鉢修道士も、また免罪符売りもお世辞など言わなご」*Freeys darn at filatere, nor no pardowneer.*

一四四九年以前、Lydgate の短編詩 813-8 から。

(g) 「免罪符売りの嘘」 A lying of pardoners.

一四五〇年以前、H. E. Allen の *The fifteenth century associations of beasts, of birds, and of men, etc.* から。

(h) 「免罪符売りは聖職売買をした」 pardoners doen symonye.

一四五〇年頃、*Dives & P.*より。聖職禄を買えるほど、横領した金貨の量が多かった。

(i) 「私は偽免罪符売りをつかまへる」 I holde thys false pardowners.

一四七五年頃、Lydgate の *The pilgrimage of the Life of Man* から。

(j) 「みな、会計係と召喚吏と免罪符売りに気をつけよう」 Take we heede to tresorers, to sunnours, & pardoners.

一四七五年頃、Wycliffe の *Trilogie Of Antichrist & His Meynee* から。

V 免罪符売り pardoner の廃止 一六世紀

では免罪符売りは史上からどのようにして消えて行ったのだろうか。

贖宥制度のあまりの濫用に対し、一五一七年ルターの贖宥制度に反対する提題、九十五箇条の抗議文が貼りだされた。

ボヘミアのヤン・フス、イングランドではウィクリフとオックスフォードの改革者たち、コレット、フィツシャー、モア、エラスムスらが贖宥を批判していた。

一五三六年ヘンリー八世によって修道院解散。このとき諸国に先がけてイングランドから免罪符売りが消えた。

一五五一年トレント公会議で贖宥販売禁止を決定。免罪符売り廃止。ただしカトリック教会から贖宥の教義がなくなつたわけではなかつた。習慣として残り、カトリックの地域では十九世紀になつても見られた。⁽⁷⁶⁾

彼らのうち、各々所属する母体のある者は以前の職務に戻つた。しかし下請けを生業としていた者は憐れであつた。「老いた免罪符売りは、当地では一組のズボンを買うに十分な金さえも得られないであらう。」⁽⁷⁷⁾

宗教改革後、免罪符売りに関しては批判の対象になつたせいで、教会内の眞実の面は殆ど覆い隠されてきた。以上、免罪符売りの誕生から廃止まで五期の過程を概観してみたが、免罪符売りは時期によつて役割と様相が異なつてゐる。一括して悪者と片付けることはできないであらう。

ヨーロッパ各地の大聖堂や教会や橋を建てるに要した莫大な費用、それは殆どが免罪符売りの働きによつて遠隔地から集められたものであつた。確かに卑劣な手段がとられ、インチキや偽造や不正がついてまわつた。ごまかしや持ち逃げされ、回収できなかつた金貨も多かつたであらう。しかし実際には彼らが持ち帰つた金貨銀貨の量のほうが問題にならない程多かつたということ、ヨーロッパの空にそびえる教会の尖塔を見上げて実感がある。とくに施療院や慈善施設が寄進と贖宥状の収益で建てられ、経営維持されたことを思うとき、民衆の慈善や施しの感覚は免罪符売りとの接触によつて養い育てられたのかもしれない。共同体組織でもつて、施しの習慣が形成されたのは確かである。

免罪符売り自身は、教会や修道院のために人々の罪を赦し、寄進を集めて歩いたのであつて、自分が悪者などという意識は微塵もなかつたにちがいない。

註

- (1) E. E. Cairns, *Christianity through the Centuries*, Michigan: Grand Rapids, 1956. E. E. ケアンス、聖書図書刊行会訳、「基督教全史」このちのりとは社、一九七九年、二七五頁。
- (2) Henry Charles Lea, *Indulgences*. Vol. 3 of *A History of Auricular Confession and Indulgences in the Latin Church*, 3 Vols., London 1896, rpt., New York, 1968, p. 155. 秘密の告解と贖宥の教義、神学的根拠、歴史なすすぐしが論証法をもって説明されている。この分野の研究に必須の文献である。
- (3) Henry Charles Lea, *Confession and Absolution*. Vol. 2 of *A History of Auricular Confession and Indulgences in the Latin Church*, 3 Vols., London 1896, rpt., New York, 1968, p. 35.
- (4) G. M. Trevelyan, *English Social History*, London: Longman, Green & Co., 1944. G. M. トレヴェリアン、藤原浩・松浦高徳訳、「イギリス社会史 1」みすめ書房、一九七一年、四〇頁。
- (5) W. W. Skeat, *Notes on the Canterbury Tales*, (The Complete Works of Geoffrey Chaucer, Vol. 5), 2nd ed. 1900, Oxford at the Clarendon Press, 11. 337, 338 and 445 of the Pardoner's Prologue.
- (6) Henry B. Hinckley, *Notes on Chaucer : a Commentary on the Prologue and Six Canterbury Tales*, Northampton: Nnotuck Press, 1907, p. 45.
- (7) J. M. Manly, *Some New Light on Chaucer*, Lectures delivered at the Lowell Institute, New York, p. 129.
- (8) The comments of F. N. Robinson in his edition of *The Works of Geoffrey*, (2nd., ed., London, 1957), p. 729.
- (9) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 285.
- (10) Marie P. Hamilton, The credentials of Chaucer's pardoner, *J. E. G. P.*, XL(1941), pp. 49-72.
- (11) Rotha Mary Clay, *The Mediaeval Hospitals of England*, London, 1909, p. 153.
- (12) Morton W. Bloomfield, The pardons of Pamplona and the pardoner of Rounceval: *Piers Plowman*, B, XVII, p. 252 (C, XX p. 218), *Philological Quarterly*, 35 (1956), p. 62.
- (13) Geoffrey Chaucer, *The Works of Geoffrey Chaucer*, (Ed. F. N. Robinson, 2nd., ed., : London, 1957), pp. 59-66.

- (14) Samuel Moore, Chaucer's pardoner of Rouceval, *M P. XXV* (1927-1928), pp. 49-72.
- (15) Marie P. Hamilton, *op. cit.*, pp. 49-72..
- (16) Alfred L. Kellogg and Louis A. Hasselmayer, Chaucer's satire of the pardoner, *P. M. L. A.*, LXVI(1951), pp. 251-275.
- (17) *Calender of Patent Rolls. The Papal Letters pertaining to Great Britain. Papal Petitions.* 各施療院が教皇に贖宥を申請した記録、教皇から各施療院に下付された認定書、教皇が贖宥を伝達した書簡など本研究に重要な根本史料である。
- (18) *The Oxford English Dictionary* から引用。以下 *O. E. D.* と略して用いる。
- (19) Quoted, *O. E. D.*
- (20) Quoted, *The Middle English Dictionary*, The University of Michigan Press, 2001.
- (21) 贖宥の神学的論拠はベテロに託された〈鍵の権能〉(マタイによる福音書十六章十八―十九)である。カロリング王朝後のヨーロッパでは、「贖罪規定書」にある罪の償いを軽減する意味で行われた。十世紀になると、信徒の個々の罪を知らなくても、巡礼行為に罪の赦しの効力を与えることが当たり前のことになっていた。Henry Charles Lea, *Confession and Absolution. Vol. 2 of A History of Auricular Confession and Indulgences in the Latin Church*, 3 Vols, London 1896, rpt., New York, 1968, p. 107.
- (22) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 252.
- (23) 「免罪符売りもしくは巡歴司祭」Or pardoner or travelling priest. 1808, Scott, *Marm. I. XX* 469。 (*O. E. D.*)
- (24) Rena Gradiner, *The Story of Norwich Cathedral*, Dorset, U. K. 1977, p. 4.
- (25) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, Norfolk, U. K. 1973, p. 72.
- (26) M. D. Knowles, *The Christian Centuries, A New History of the Catholic Church*, Vol. 2, *The Middle Ages*, London, 1969.
M. D. ノウルズ他著、上智大学中世思想研究所編訳、「中世キリスト教の成立」③、講談社、昭和五六年、三六一頁。
- (27) Henry Pluckrose, *Monasteries*, Mills & Boon, London, 1975, p. 94.
- (28) Morton W. Bloomfield, *op. cit.*, p. 62.
- (29) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 152.

- (30) *ibid.*, p. 285.
- (31) M. D. ノウルズ他著、前掲書③三六〇頁。
- (32) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 3 pp. 244-5.
- (33) *ibid.*, p. 285.
- (34) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 255.
- (35) *ibid.*, p. 251.
- (36) Rotha Mary Clay, *op. cit.*, p. 187.
- (37) *ibid.*, p. 155.
- (38) *ibid.*, p. 205.
- (39) *ibid.*, p. 194.
- (40) 贖宥状が売られる期間は短いもので一年、長いもので七年くらい。施療院にはそれが無制限に認められていた。
A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 258.
- (41) Rotha Mary Clay, *op. cit.*, p. 153.
- (42) *ibid.*, pp. 152-3.
- (43) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 1 p. 258.
- (44) グレゴリウス一世の時代から大修道院を司教の支配・干渉から「免属」させる教皇庁の習慣が出現した。M. D. ノウルズ他、上智大学中世思想研究所編訳、「中世キリスト教の発展」④、講談社、昭和五六年、三四頁。
- (45) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 2 p. 87.
- (46) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 290.
- (47) Quoted, *O. E. D.*
- (48) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 83.
- (49) 贖宥のことを俗人の用語で「pardon」といつなが、それとは別に、贖宥を伝達する証書のことも「pardon」といつた。

- (50) Henry Charles Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 284.
- (51) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 260.
- (52) *ibid.*, p. 262.
- (53) *ibid.*, p. 258.
- (54) *ibid.*, p. 259.
- (55) ①-⑥ 贖有持取売の様子は A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, pp. 253-5.
- (56) Rotha Mary Clay, *op. cit.*, p. 190.
- (57) H. C. Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 286, 288.
- (58) Rotha Mary Clay, *op. cit.*, p. 190.
- (59) John R. H. Moorman, *A History of the Church in England*, London, 1976, p. 143.
- (60) Richard le Strange, *op. cit.*, p. 118.
- (61) *ibid.*, p. 136.
- (62) Rotha Mary Clay, *op. cit.*, p. 278 ff.
- (63) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 252.
- (64) 一三五一年聖職叙任条例。一三五八年上訴禁止令。一三八〇年回令。
- (65) H. C. Lea, *op. cit.*, Vol. 3 p. 148.
- (66) Noel Spencer & Arnold Kent, *The old church of Norwich, Norwich*, U. K. 1970, p. 1.
- (67) Morton W. Bloomfield, *op. cit.*, p. 67.
- (68) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayer, *op. cit.*, p. 258.
- (69) D. Knowles, *Christian Monasticism*, George Weidenfeld and Nicolson Ltd., 1969. M. D. ノウルズ、朝倉文市訳、「修道院」平凡社、昭和四十七年、一〇一頁。
- (70) W. W. Skeat (ed.), *The vision of William concerning Piers the Plowman, in Three Parallel Texts*, Vol.1 (Oxford, 1886, repr. 1979), Prologue, 81-2.

- (71) A. L. Kellogg & L. A. Hasselmayr, *op. cit.*, p. 269.
 (72) W. W. Skeat (ed.), *op. cit.*, Prologue, 81-2.
 (73) G. M. トレヴェリヤン、前掲書、三九頁。
 (74) G. Chaucer, *op. cit.*, General Prologue (ll. 669-670).
 (75) (a) ⁽ⁱ⁾ ~~(ii)~~ ⁽ⁱⁱ⁾ ~~(i)~~ The Middle English Dictionary から引用した。
 (76) H. C. Lea, *op. cit.*, Vol. 3, p. 566. 巻末に一八二二年日付の、スペインで出回った偽造の贖宥状がある。
 (77) Quoted, O. E. D.

* 本稿は『キリスト教史学』第四十一集（一九八七年）に掲載されたが、その後の研究の進展により改題し、加筆訂正したものである。